

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

○議長 小田 武人君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

まず第一点目に、小規模事業者支援について伺います。

2014 年 6 月、小規模企業振興基本法が施行されましたが、その背景にはアベノミクス効果の恩恵が届かない小零細企業層における経営の困難性があります。1999 年の中小企業基本法改正により手厚くなったはずの創業支援政策も功を奏さず、中小企業は減少の一途をたどっています。そこで次の点を伺います。

平成 27 年 10 月に福岡県中小企業振興条例が制定されましたが、芦屋町での小規模事業者にどのように活用されているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

福岡県が平成 27 年 10 月に制定した福岡県中小企業振興条例は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的に制定されております。この条例では、4 つの基本理念と県の責務、中小企業者の努力、市町村の役割等を定めております。

また、基本的な施策として、創業の促進を図る施策、経営基盤の強化の促進を図る施策、新たな事業展開の促進を図る施策、事業の持続的な発展を図るための施策の 4 つの施策を定めております。

県の責務としては、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定するとして、福岡県中小企業振興基本計画を策定しております。この中で、市町村の役割としては、「地域の特性を生かして、中小企業の振興に協力するよう努める。」となっております。

芦屋町の事業者にどのように活用されているかということですが、創業促進施策の中のセミナーへの参加は、町内の方が 5 件参加されるということをお伺いしております。他には、この計画に沿って県の認定を受けると、融資制度を受けるといったようなこともございますけれども、現在、商工会で経営指導を受けている小規模事業者が利用できるマル経融資、日本政策金融公庫が融資しております、マル経融資のほうが有利であるため、町内事業者の利用はほかにはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

福岡県中小企業振興条例がどのように活用されているかという点では、セミナーに参加とか融資制度とかそういったものを利用してありますが、なかなか融資制度については、もっといい制度があるということで、そちらのほうがされているということですが、基本的には理念の問題です。やっぱり先ほど言われましたように、目的としてはですね、中小企業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進して福岡県経済の健全な発展及び県民の生活の向上を図るという、こういった目的に沿ってですね、基本理念があるわけなんですけど。特に注目したいのは、やっぱり県の責務としてですね、「施策の実施に当たっては関係機関と連携して取り組む。」、そして「中小業者の受注機会の確保に努める。」ということで、なるべく県のそういった公共事業とか物品の発注、そういったものについては福岡県内業者で行うという、そういったことを明確にうたっています。これが条例の中ではですね、県はみずからの工事の発注、物品・役務の調達に関して、県内中小業者への優先発注の徹底に努めるとともに県産原材料や県産消費財の優先活用を行い、中小企業者の受注機会の確保を図り、中小企業の振興を推進するという、こういったことがうたわれているということで、福岡県として、やはり、中小企業を応援すると明確に打ち出しているわけです。この中で市町村の役割としては、先ほども言われましたように、地域の特性を生かして、中小企業の振興に協力するように努める。市町村も中小企業を応援しなさい。それと県民に対してはですね、中小企業の振興が本県経済の健全な発展と県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるように努めるということで、県民自体も中小企業を応援しよう、中小企業を活用して中小企業の活性化に努めるという、そういったことを明確にうたっているわけです。

先ほども言いましたように、これは、県では40都道府県が、現在、振興条例を制定していますけど、市町村もですね、これに従ってしています。福岡県内でもですね、北九州市、飯塚市、直方市、志免町の4自治体が制定しているわけなんですけど。

例えば北九州市のですね、振興条例を見ますと、これは平成27年4月1日に施行しています。これあの、北九州市のですね、議会経済港湾委員会から提出されたということで、議員提案、議員がこういった条例をつくろうではないか、中小企業を応援しようではないかということで、党派を超えてですね、つくった条例です。前文の条例の制定に当たってはということで、「本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。」としています。「しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮

し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。」というふうにですね、こういった条例制定に当たっての前文はつくられています。この中で、特に市の責務としてはですね、特に市の工事発注に当たって、中小企業者の受注機会を増大することを明確にうたっています。

それで、具体的にはですね、条例の中では「出資法人、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。」ということで、こういった方々に北九州市の工事とか物品納入を受注した場合には、地元の業者を使いなさいということを行うことができることを、条例でちゃんと定めているわけです。

それからまた、「市は、学校教育において、中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を児童生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。」ということで、これは芦屋町でもやっていますが、小学生とか中学生が地元の商店とか、そういったところに職場体験をやって行って、やっぱりそういった中小企業、零細企業が町にどんな役割を果たしているのか、そういったものを体験してもらって、中小企業の役割、零細企業の役割をですね、理解してもらおうという、こういったことを教育としてもやっぱり位置づけようということをしています。そしてまた、こういった中小・零細業者の活性化のためにも地域商業の活性化が必要だということで、商業の発展も努めるという、そういったことをうたっているわけです。

また、先ほど言いました飯塚市も制定していますが、飯塚市の場合はですね、工事発注に関しては、「市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。」また、「市は、中小企業の振興を推進するため、積極的に情報を収集し、その提供に努めるものとする。」とこういったふうに、やっぱり地元の業者をですね、やっぱりそういったふうに優先的に仕事が受けられるようにするということを明確にしているということです。

ぜひね、こういった条例をですね、県はつくっていますけど、私はやっぱり町としてもですね、自治体がやっぱりつくるべきだというふうに思っています。これは理念条例ですからですね、別に基本的にはお金もかかるということではないんですけど、これをつくることによって、やっぱり中小企業が、町が自分たちをやっぱり応援してくれているという、そういった観点からですね、やっぱり元気が出るんじゃないかというふうに思いますけど。その点についてですね、こういったことをやれば中小企業にとって、やっぱりプラスになるのではないかというふうに感じますが、

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

中小企業基本法第 6 条にはですね、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」というふうに定められております。

芦屋町では、中小企業の新たな事業の創設や後継者の新分野への挑戦を応援するということで、地域に活力を与え、経済を活性化することにより、需要の増大や雇用を創出することを目的に平成 26 年 12 月に芦屋町創業等促進支援事業及び芦屋町空き店舗活用事業の要綱を定めて事業に取り組み、創業等促進支援事業補助金を申請された方は、平成 27 年には 4 事業者、平成 28 年には現在まで 3 事業者、合計 7 件の事業者の方が申請されております。

また、空き店舗の利用促進及びまちのにぎわいづくりを目的とした、芦屋町空き店舗活用事業補助金を申請された方は、平成 26 年に 1 件、平成 27 年度に 1 件、今年度も現在まで 1 件、合計 3 件申請されております。

また、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、町内事業者への支援拡充として、事業活動に必要な資金の融資を促進できるように、既存の制度融資制度の見直しを掲げ、現在、事務協議を進めております。

ほかにも、国が小規模事業者を支援する制度に、小規模事業者持続化補助金制度がございます。これは、商工会が窓口となり、町内事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成して、その計画に沿った販路開拓等に取り組む費用の 3 分の 2 が補助されるものでございます。この制度を利用した事業者は、平成 27 年度には 34 件で 1,630 万円を活用して、販路の拡大や新規顧客の獲得に向けた取り組みをされております。

芦屋町としては、町内事業者の支援については、国、県そして商工会との連携を密に取りながら、町内事業者の特徴を生かした商工業の活性化及び中心市街地の活性化を図る取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今、るる、いろいろな商業振興の制度とかを活用して、町内業者を元気にしようとしていると

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

いうことも言われましたが、それはそれで当然ですね。もっともっとやっぱり旺盛にやっていくことが必要だと思います。それでこの中小企業の基本条例というのが、今、福岡県でも策定されていますが、これを策定する運動を先進的にやっているのが中小企業家同友会という団体がやっております。こういった同友会という団体がありますけど、それについては御存知でしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

名称だけぐらいしか存じておりません。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは全国的な組織なんですけど。中小企業家同友会は中小企業の経営をよくしたいという目的のもと 1957 年 4 月東京で設立され、1963 年 3 月に福岡県中小企業同友会が誕生しました。現在、全国 47 都道府県に約 4 万 3,000 名が加盟。福岡県下には、20 支部があり、2,000 名を超える会員が活動しています。一人一人が主人公として、知恵と経験を出し合い、本音で謙虚に学び合い、学んだことを自社に取り入れて、実践して、自社の経営強化に役立てていますということで、自主・民主・連帯の精神で運営するとか、また思想、信条、性別、業種、企業規模を問わないという、そういったことですね、福岡県内でも 2,000 名の社長さんが入られているということで、遠賀郡や中間市にも、かなり入っているのではないかと思います。そういった中小企業の方々も、この中小企業振興条例を制定する努力をされており、今、やっぱりほとんどの都道府県でそれが制定された。そしてまた県でされたものをですね、やはりもっと身近にある市町村で、これをやっぱり制定してほしいということで、今、ずっと運動されているわけなんですけど。そういった点では、国があり、県があり、そして市町村で行うという、そういったことで初めて中小零細企業がですね、やっぱり生き生きと経営できるような状況が生まれてくるんだというふうに思います。やはり、そういった点ですね、こういった中小企業の方々もですね、この制定を望んでいるということと、それと 2014 年にはですね、国が小規模企業振興基本法を制定しておりますが、この振興法についてですね、こういったものであるかという、そういった把握をしているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

1999 年にその回答された中小企業基本法のことでしょうか、すいません。（発言する者あ

り）

申しわけありません。勉強不足で認知しておりません。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

言われたようにですね、1999年に中小企業基本法が制定されたんですけど、これがやはり反対に大企業と中小企業の格差の是正を放棄してですね、中堅企業といいますか、IT企業とかそういったところを中心にですね、特化したためにですね、かえって小規模や零細企業者を切り捨てる大改悪ということになってですね、小規模事業者がどんどん激減していたという、そういったために国会の中でもですね、やはりこれではいけないんだということで、おとしですね、やはり今度は、小規模企業振興基本法というのがですね、発展させてというか、教訓を踏まえて、つくっているわけです。基本原則としてはですね、小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ることとか、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること。こういったことでやられているので、先ほどの課長が答弁されたことと基本的には変わらないんですけど。とにかく、零細企業とか、そこから近所をやっぱり重点的にやっぺいこうということを打ち出しています。

この中で、地方公共団体の責務として第7条には「地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する。」、2項としては「地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。」ということで、この中でも、地方公共団体の責務というのがですね、明確にうたわれているわけなんです。最終的にはですね、やはり、先ほどの中小企業家同友会がやっぱり求めているようにですね、やっぱりこの中小企業小規模振興策を行うためにもですね、芦屋町においても、この中小企業小規模振興条例を独自にですね、町として制定すべきだと私は考えますが、その点について、制定する考えはないのかというところについて伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

先ほども回答しましたけれども、町の考えとしては、今、施策をいろいろやっております。それと議員さんも言われましたように、あくまで、今、県の条例とか飯塚市さんの条例についても、

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

基本は理念条例のような形になっております。条例を制定するということになりますと、やっぱり芦屋町の中小企業者の実態、それとかニーズ、そういったものを十分把握しないと条例も制定できない、作成できないというふうに考えておりますので、もう少し町内の事業者の実態等々を把握して、条例化について検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、次にですね、時間がないので行きます。

小規模工事契約事業者の制定について何うということ、2点目ですね。町内業者の受注機会の拡大を図り、町の経済の活性化に寄与することを目的とした小規模工事契約希望者登録制度があります。2009年の資料では全国で411の自治体が、福岡県でも13自治体が既に実施しています。こういった制度をつくり、新たに小規模事業者を支援していくべきではありませんか。その点についてを伺います。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

小規模事業工事契約希望者登録制度についてお答えをいたします。この制度につきましては、入札参加資格のない中小業者を登録し、自治体が発注する小規模な工事・修繕などの受注機会を拡大する制度となっておりますけれども、県内でも既に数団体がこの制度を設けているということでしたので、いくつかの自治体に制度の確認をしましたところ、この小規模工事の定義となる工事金額については、自治体によってまちまちという状況になっているようです。

自治体によっては、130万未満の工事ということにしているところもあれば、多くは50万円未満、30万円未満といった少額の工事を対象にしているところが多いようです。

また、登録の要件としまして、その自治体の入札参加資格の登録をしていないことを要件としている自治体が多くて、制度としては、一定の金額によって入札参加資格登録業者、いわゆる指名登録業者ですね、それとそれ以外の小規模事業者を分けて運用しているというような制度となっているようです。また、少額とはいえ、見積競争が原則となっているようですので、各業種で複数の登録業者が必要となっているというようなことのようにです。

では、芦屋町のような小規模な自治体で考えた場合、業者数も限られておりますので、例えば、この30万円以上の工事を請け負う業者と、30万円未満の工事、修繕を請け負う業者に分けて登録しようとした場合、この制度を運用するだけの業者数があるのか、あるいはこの30万円未

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

満の工事のみを希望する業者さんがおられるのかなど、調査をしてみないとわかりませんが、現在でも、畳、襖の張りかえや窓ガラスの取りかえなど、小規模な修繕については、指名登録に関係なく、それぞれの業者さんに発注しております。指名登録をしなければ、受注できないというものではありませんので、現在の制度のままでも対応は可能であるのではないかとこのように思っております。

とはいえ、このような希望をもっておられる業者さんがおられるのか、商工会の工業部会の方々など、関係者から御意見を伺った中で、この制度の必要性について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一定の小さい工事はですね、指名登録業者じゃなくてもやっているということですが、ただその50万とか100万とかそういった部分については、なかなかそういったことをできないというふうに思います。基本的には、指名登録業者になるという点では、いろいろなハードルがあるということで、例えば、履歴事項全部証明書、それから経営事項審査評点、それから建設業者退職者共済とかそういったものまで求めるところとかもあるということですね、なかなかやっぱり福岡市に行ってから書類を取らないけんとか、難しいよりも頻繁な手続をとる必要があるというふうに聞いています。この小規模契約であったら、1つはやっぱり税金を滞納していない。それからまた芦屋町に住所がある。そしてどのような技術を持っているのか。そしてちゃんとそれに対する許可証を持っているのか。それからそういったところの納税証明書、住民票そういったどういう仕事ができるのか3点ですね、登録して、そしてその人たちが地元の業者であれば、そういった仕事を受けるという制度になっているので、ぜひですね、やっぱりこういった制度もやっぱり使ってですね、地元の零細業者を支援していくということがやっぱり必要ではないかなというふうに思っています。

それから次にですね、第三点目の芦屋町の小規模随意契約はどのようにになっているのかを伺います。これは少額随意契約、一般に言えばですね、いわゆる伝票工事と言われるものを指しているものですが、これはどのようにになっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは、小規模随意契約についてお答えいたします。

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

随意契約につきましては、地方自治法施行令のほうで定められておりますけれども、この中で 130 万円未満の請負工事については、自治体の定める規則の範囲内で随意契約ができるとされております。

芦屋町の財務規則においてはこれに準じまして、130 万円未満の請負工事については、随意契約ができるというふうに規定しておりますけれども、この場合でも、なるべく 2 社以上から見積もりを徴収しなければならないとしております。このため、130 万円未満の工事であっても、50 万円以上の工事については 3 社以上、10 万円以上の工事については 2 社以上から見積徴収を行った中で業者を決定するとしておりまして、10 万円未満の工事に限って、1 社の見積もりでよいというような運用を行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

先ほど言った伝票工事については、私が調べたところでは、一応 30 万という上限額があると言うことですがその点は間違いないでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは伝票工事についてお答えいたします。30 万円以上の工事については、財政課のほうで契約事務を行っておりますので、130 万円未満の工事であっても指名競争入札に準じて事務処理を行っておりますけれども、このため、工事発注までに一定の事務処理が必要となり、時間と手間を要しております。30 万円未満の工事については、所管課長の決裁権限となっておりますので、各所管において 2 社以上から見積徴集を行った中で業者決定をしております。この 30 万円未満というのがいわゆる伝票工事と言っているものになるわけですが。伝票工事の場合は、入札や契約書の締結の事務が簡略化されておりますので、所管課においても事業者双方において時間と手間が軽減されるというようなメリットがあります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

この伝票工事の上限 30 万というのがですね、できた時から見れば、例えば消費税についても 3%、5%、8%と上がってきているわけです。29 万円で伝票工事ができていたものが、消費

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

税が上がった中で 30 万を超えているということもありますし、また労務単価、これについては、新労務単価はですね、4 年連続引き上げられているということですね、そういった点ですね、今まで 30 万円以内でできよったものが、30 万を超えてしまうという、そういった状況も生まれてきているわけです。自治体として、やっぱり業者の方々からすれば、この 30 万をせめて 50 万くらいに引き上げるということが必要ではないかという、そういった声が上がっていますが、ぜひですね、最低でもやっぱり 50 万円に引き上げるということが私は必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

この伝票工事のですね、この 30 万円という部分については、いろいろな課題があるというふうに業者さんのほうからも話としては伺っております。このため、現在、この決裁権限の見直しを行っているところで、来年度から対象の拡大に向けて現在検討を進めているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

透明性を図った中でですね、ぜひ実現の方向で行っていただきたいと思います。中小企業零細企業支援の観点から 3 点を伺ったんですが、最後に町長に伺いたいと思います。

1 月 22 日にですね、福岡県自治会館で広報研修会がありましたけど、その広報研修会、議会広報クリニックですね、この中で、筑前町の広報が紹介されたんですけど、それを見ますと、見開きの 1 ページ目にですね、「6 月定例会で決まったこと 住宅リフォーム補助を追加 住宅リフォーム補助事業 1000 万円 大人気につき、再度追加して予算措置」ということで、私も何回か住宅リフォームのことは町でも質問したんですけど、その後、やっぱり北九州でもできたし、中間市でもできてやっていますし、こういったように県内でもやったところについては、やっぱり実績がよかったということですね、大歓迎されているということです。

北九州もですね、住宅リフォームについては、議員提案でですね、つけられており、議会として住宅リフォームもやっている自治体にですね、議員が研修に行ったところ、その研修を見て、やっぱりこの市内業者にはこの制度が必要だということで、党派を超えてですね、提案して実現させているという、そういったこともあります。

確かにですね、現在、商品券制度でやられているということで、それはそれでですね、大変結構だと思いますけど、そういった点ですね、こういった新しい制度、新しい仕組みをつくって

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ですね、地元の中小零細業者を応援するという、そういったことをですね、ぜひやっていただきたいというふうに感じますが、思いますが、その点についてどう考えるかを伺います。全体についてですね。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

多岐に渡って御質問があつて、ちょっと整理つかないんですが、中小企業、それから小規模業者のこととかですね。我々もこの地方創生という形の中で、いわゆるいかにして定住化を促進化を図るかということで、さまざまな支援制度をやっておるわけでございますが。これは住民目線ですね、どうしたら住んでいただけるかということで、いろいろな政策を今、やっておるわけでございますが。小規模事業者を目線にということは、ちょっと横に置いとったわけでございますが。しかし、このことは、間接的に小規模事業者にも恩恵がこうむるものというふうに私は理解しております。その、議員言われた住宅リフォームの件につきましてもですね、ちょっとあの検討は一部したことがあるわけでございます。じゃあ、この住宅リフォームが定住化につながるかどうかということですよ。小規模事業者の支援については、あるかわからんけど、今まさに、いかにして芦屋に住んでいただくかということで、今、一生懸命、本年はやっておるわけでございます。

それから話は変わりますが、先ほど来より中小企業法云々、いろいろ出たんですが、中小企業の定義というのは、大体どの部分を指して中小企業と言われるのかというのが問題であろうかと思うわけでありまして。芦屋町のように人口 1 万 4, 5 0 0、公有面積の、行政面積の小さいところですね、今、中小企業という、そういう国、県がつくるその定義がきれいに当てはまるかという、私はそうではないと。やはり地元業者育成、地元業者の方にいかにして仕事をしていただけるかということで今、苦心をしておるわけでございます。

それから、いみじくも議員言われましたけど、要綱等がですね、もう随分昔のまま、そのままになっているということで、本年冒頭にも芦屋町の条例、要綱、規則、これがもう随分昔のまま使われておるのではないかということ。今の世の中、随分、いろいろな形の中でスピードアップしております。議員もいろいろ言われましたように消費税、人件費の問題、建材、材料の問題等々ですね、世の中移り変わりが激しくなっておりますので。この辺について、よく各課、この小規模事業とか商工会関係、振興関係でなく、全課にわたってこの条例、要綱、規則をもう一度よく点検して、見直すべきところは見直すようにというふうに指示を出しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

きのうですね、全員協議会で平成28年度の芦屋町議会と商工会との懇談会というレジュメをもらったんですけど、9月の29日に議会と懇談会を行われたわけですけど。この中にもですね、国の政策の変化ということで、小規模零細事業所に目を向けた施策ということで、国の法律も県の法律もこういったものができてきて、中小業者に対する支援が強まったということと、先ほど言った業者からの要望としてもですね、軽微な工事を発注する際の伝票工事の限度額の引き上げを検討していただきたいという、こういった、商工会からもこういったことについての要望が出ていますので、その点を踏まえてですね、ぜひ芦屋町に小規模事業者が店をつくって、開いてよかったと言えるようなですね、まちづくりをお願いしたいと思います。

続いて災害対策について伺います。

8月30日の岩手県岩泉町での台風10号による川の氾濫により、高齢者グループホームで9人の入所者の命が失われる悲惨な豪雨被害がありました。今回の豪雨被害は、この施設のみならず、要援護者を預かる全国各地の施設や自治体などが、災害から要援護者をどう守るのかという課題を改めて突きつけています。そこで次の点を伺います。

まず1点目に平成28年に芦屋町では避難準備情報が何回発表されたのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難準備情報につきましては、9月の4日の台風12号及び10月4日の台風18号のときの2回発表をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、この準備情報が発表されてですね、何名の方が避難所に避難したのかわかるでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

最初の時は2名ずつで、その後、両方とも被害的なところとか、芦屋町にとっては被害がそん

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

なにもありませんでしたので、実際に避難されてくる方は 1 名 1 名で戻ったりというような状況でした。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それではですね、避難準備情報が出されたということですけど、避難準備情報の定義というのはどういったふうになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難準備情報の定義という形、災害が起きそうになった場合に、避難を要する方々に対して避難を準備していただいて、避難所への避難を求めるものという形となっております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

避難準備情報という言葉聞きますと、私たちも避難することを準備しときなさいよ、心構えをしときなさいよという、そういったふうなものだろうというふうに思っていましたけど、発令時の状況ということですね、要援護者、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害に発生する可能性が高まった状況。住民に求める行動としては要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動の開始、避難支援者は支援行動を開始するということで、これは準備しなさいよというのではなくて、準備するのが一般的な人であって、例えば、いろいろそういったふうに体の悪い方とか、なかなか足がよくない方、そういった方々は、もう避難所に行動を起こさなければならない。そして、そういった方々がいれば、避難支援者は支援行動開始しなければいけないという、そういったふうになっております。

それで次のですね、2 点目の避難準備情報を発表後、町はどのような対応を行ったかという点ではこれに関連しますので、それについて伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難準備情報を発令後、町はどのような対応を行ったのかという形の中で、生涯学習課及び学

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

校教育課等と調整を行い、風水害の職員体制を整え、山鹿公民館及び中央公民館の 2 カ所を自主避難所として開設をいたしました。住民への周知として、区長会への連絡、広報車による巡回放送、携帯によるエリアメールの配信を行っております。県の防災危機管理局へ避難準備情報の発令を報告することにより、県の情報配信ツールであります防災メール「まもるくん」より登録している町民に自動的に情報が配信されております。また、報道機関にも情報提供はされますので、テレビでのテロップ表示やヤフーのホームページにも掲載されました。避難行動要支援者への対応に備えて、福祉課職員が役場内で待機を行ったという状況になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今、福祉課の職員が役場で待機したということでしたが、そういったふうに、そのそういった人が待機して、そして避難準備情報を出した中で、要支援者を避難所に運んだとかそういった行動をとられたのでしょうか。あったのでしょうか、今まで。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

私が記憶している中では、そういう形で要請があつて運んだということはありません。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

私たちが、例えば、高齢者の方々の家に訪問したときなんかは、例えば「もう台風が来よるから、避難したいんだけど、私、足が悪いけど、どげんすればいいやか。」ということをよく聞かれるんですね。そういった点では、「区長さんに言ってから相談したらどうですか。」ということ言うんですけど。高齢者の一人暮らしの方々なんかは、区にも入ってないということで、自分は区にも入っていないから、やっぱりそんなこと言えないという、そういったふうな認識の方がやっぱり多いと思うんですよ。でも、避難準備情報を出した段階でそういった方々は、自治体は責任を持って、そういった方を避難所に避難させる行動を取らなければいけないというのが避難情報の発令であるので、私はそこら近所がちゃんと本当にできているのかというところが、今、問題になっていると思うんですよ。

例えば、県南とか、それから熊本とか、大分、鹿児島とか、そういったところは水害、台風の被害とか、そういった水害なんかもよく出るので、恐らく台風が来たときとか、そういったとき

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

には、この人は誰が行ってからどこに運ぶとか、そういった状況がちゃんととられていると思うし、実際そういったことができています。ただ、幸いにも芦屋町とかこの近辺では、台風が来てもそれほどの被害もないし、公民館が開設されても行かなかったというので、被害がなかったということから一定、安心しているじゃないかなと思うんですよね。そういった点では、そういった認識ではだめですよというのが、今度の災害での教訓であると思うので、やっぱり、ぜひですね、3点目の災害時要支援者支援体制の整備は十分にできているのかという、そこら近所をですね、自治体としてもちゃんと担保しなきゃいけないと思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 25 年の災害対策基本法の改正を契機としまして、町では、在宅で要介護認定をお持ちの方、独居の高齢者の方、あるいは障害者手帳を所有されている方などで、地域への個人情報の提供に同意した方々に対して、避難支援、安否確認、その他支援を要請する方の生命や財産を災害から守るためなどに利用されることを想定して、平常時からこれらの方々の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿を地域などへ提供し、ことしで 2 年目になります。

平成 28 年 6 月時点での名簿登載者は 937 人おられますが、このうち、避難支援をしていただけの方を御自身で確保されている方が 184 人おられますので、残りの 753 人に対しては災害時などにおける避難支援者が確保できていない現状でございます。

避難支援に関しましては、内閣府が平成 25 年 8 月に示した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、一人一人の避難支援計画として個別計画を作成することが要請されております。

個別計画の作成に関しまして、地域での協力者の確保、あるいは避難支援要請者と協力者とのコーディネートが必要なことから、個別計画は、自主防災組織または自治区が主体となって作成していただくことを要請しておりますが、このような対応を地域だけで行うことは自主防災組織の会長や区長などの負担が大きく、現実的には難しい面もあると考えております。このため、個別計画の作成を進めていただく場合は、行政と協力して作成することをお願いしております。現在のところ、地域から個別計画の作成に関する申し出はあっておりませんので、避難支援の体制整備には至っておりません。

次に、高齢者や障害者などの通所、あるいは入所施設の利用者に対する安全対策について説明申し上げます。

国では、本年 8 月に発生した台風 10 号による被害を受けて、施設の安全対策を徹底させる趣

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

旨で、障害者支援施設及び介護保険施設などに対して、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施を施設の許可権者でございます福岡県や福岡県介護保険広域連合を通じて要請しております。なお、これらの取り組み状況につきましては、国が本年 1 2 月に調査をする予定でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今の課長の答弁の中でですね、やはり、個別計画が具体的にできていないという。確かに自治区では、避難行動要支援者名簿は持って、それを管理する人、それを見る人、そこまではできていますけど、そうしたら具体的にこの要支援の方々を、要支援者を誰がどう運ぶのか、どう対応するのかという、そこがまだ、具体的なところがまだできていないというふうに思っておるんです。そこが今後、やっぱり一番大きな課題なので、これをやっぱり地域と町が、行政が一体となってですね、早急に確立するということが、やっぱり私は本当に急務だというふうに思っています。

それと同時にですね、やっぱり災害ですので、避難行動要支援者を支援する方々、こういった方々もですね、やっぱり支援に行つて災害に巻き込まれるという、そういったことも考えるわけです。そういった点で国の指針の中でもですね、「避難支援関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合つて、ルールを決め、計画を作り、周知をすることが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。」ということを明確にしています。当然、やっぱり支援する方が、自分の家族が大変になっている状況、また、そこに行つて自分が危険に遭う状況が生まれる、そういったことがあった場合には、できない可能性もあるという、そういったところもちゃんと要支援者の方と話し合いをして、理解してもらつてという、そういったところがまだできていないと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、議員、おっしゃられたとおりですね、いわゆる災害が起こったときというのは、国の取り組み指針において、まず自分の身、それから家族の安全、それをまず第一に確認してください。その上で、いわゆる避難支援が可能な方がですね、避難支援を行つてくださいということになつ

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ております。それから、いわゆる要支援というか、避難を要請する方なんですけども、基本的に書面で提出していただいております。この中でですね、これは必ずしも御支援が 100% 確約されるものではございませんというふうにして、御本人に了解していただいた上でですね、支援者名簿に登録していただいておりますので、その辺については郵送でいただけた方も私ども職員がお尋ねになってですね、提出された方につきましても御理解いただいているというふうに思っております。それから、議員、先ほど読まれましたように、これ、地域の方でやっぱり一生懸命話し合っていたということが基本でございますので、その場に、議員おっしゃられたとおり、行政と一緒に協働して個別計画をつくっていく。そのために、私どもとしては毎年やっています個人情報の研修会、それから区長会に出向きまして個別計画の作成をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

大変な課題だと思いますけどね。ぜひそれが貫徹できるようにしなければいけないというふうに思いますし、この前も地域防災訓練がありましたけど、私、ちょっと所用で参加できなかったんですけど、やっぱり、ああいった防災訓練をそれぞれの自治区がですね、やっぱり回り番で行うということで、1回に4地区、5地区ぐらいが回り番でとればですね、10年近くやれば全体に回るということで、そういった自分のところが担当して防災訓練をやれば、一定、そういったマニュアルというか、基礎もできるというふうに思いますので、そういったところもですね、考えながら、やっぱりそういった災害者要支援体制をですね、確立していただきたいと思います。

それと4点目に、避難勧告と避難指示の違いなど、本町の避難に関する情報発令の判断はどのように行っているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町の避難に関する情報発令につきましては、3種類に分けて発令をしております。先ほど話があつております避難準備情報、まずこれが第一点目でございます。

避難準備情報は、住民に対し避難の準備や自主避難を求めるものでございます。避難行動要支援者、特に避難時に時間を要する住民に対しては、避難所への避難を求めるものです。住民に求める行動は、避難行動要支援者等で、特に避難行動に時間を要する者は、指定された場所へ避難行動を開始します。発令基準につきましては、洪水警報が発令され、中間の水位が氾濫注意水位

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

3. 7メートルに到達し、さらに1時間後に避難判断水位5メートルに達すると見込まれるとき。その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、避難行動要支援者の住居・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断したときとなっております。

避難勧告は、住民に対し避難所への避難を求めるものです。住民に求める行動は、通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動の開始です。発令基準は、洪水警報が発令され、中間の水位が避難判断水位5メートルに到達し、さらに2時間後に氾濫危険水位5.4メートルに達すると見込まれるとき。近隣市町村で記録的短時間大雨情報、1時間雨量として110ミリが発表され、気象状況の変化に伴い、影響を受けると予想される時。破堤につながる恐れのある漏水が発見されたときとなっております。

避難指示は、住民に対し、避難所への避難を強く求めるものです。住民に求める行動は、避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を行い完了する。ただし、避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、避難する時間がない場合は、生命を守る行動をとることです。発令基準は、洪水警報が発表され、中間の水位が氾濫危険水位5.4メートルを超えたとき。周辺で床上浸水が発生したとき。堤防の決壊、または破堤等につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたときという形の中で基準を定めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

沖縄には「命どう宝」という言葉があります。命がやっぱり一番大事だということなので、避難勧告、避難指示についてはですね、やはりそういった命を守るために必要なものですので、空振りがあったとしてもですね、私はいいと思うので、やっぱり早急に出すことが必要だというふうに思います。

最後に、災害時には防災関係機関が連携して情報の収集と共有、伝達に努めるなど関係機関との連携が重要だが、日常的にどのような連携を図っているのかを伺います。簡単をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災関係機関、県でしたり、国、遠賀川河川事務所等の定期的な訓練、県についても全国瞬時警報システム、Jアラート等の通信訓練等々行っております。基本的に災害が発生した場合につ

平成 28 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

きましては、防災機関への、関係機関への災害派遣要請については、町単独ではできませんので、県を通じて要請するような形で、県との連携を図って連絡体制をとっていくという状況になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、やっぱり住民の命と暮らしを守るのが自治体の役割です。ぜひ、防災体制を万全にとってですね、住民の命を大切に行政をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。